第５号様式（第21条関係）

|  |
| --- |
| 開発行為に伴う公共施設の帰属及び管理並びに集会所  用地及びごみ集積場の寄附及び管理に関する協定書 |

開発行為に伴う公共施設の帰属及び管理並びに集会所

用地及びごみ集積場の寄附及び管理に関する協定書

　香芝市(以下「甲」という。)と　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)とは、乙が開発行為を施行するに当たり都市計画法第32条の協議に基づき、同法第39条及び第40条並びに香芝市開発指導要綱の規定による開発行為により設置される公共施設の帰属及び管理並びに集会所用地及びごみ集積場の寄附及び管理について、次のとおり協定を締結する。

　(開発行為の内容)

第1条　乙が施行する開発行為の内容は、次のとおりとする。

　(1)　開発場所　　香芝市

　(2)　開発面積　　　　　　　　　　　　　㎡

　(3)　建築物の用途

　(公共施設の帰属及び管理並びに集会所用地及びごみ集積場の寄附及び管理の所在)

第2条　当該開発行為により設置された公共施設の帰属及び管理並びに集会所用地及びごみ集積場の寄附及び管理については、次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 公共施設の種別、集会所用地及びごみ集積場 | 番号 | 概要(幅員、延長、面積等) | 管理者 | 用地の帰属又は寄附 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

　(公共施設の用に供する土地の帰属並びに集会所用地及びごみ集積場の寄附の手続)

第3条　当該開発行為により、設置される公共施設の用に供する土地の帰属並びに集会所用地及びごみ集積場の寄附の手続の時期については、奈良県における開発工事完了検査後で各補正項目が完了した後とする。

2　乙は、前条に規定する甲に帰属又は寄附する土地について、所有権移転のための登記手

続に必要とする登記原因証明情報兼登記承諾書・印鑑証明書・資格証明書・分筆後の登記事項証明書・分筆図等の各書類を速やかに甲に提出しなければならない。

3　甲は、前項の手続が完了後、奈良県に対し帰属又は寄附の手続に必要な書類の提出が

あった旨を伝え、検査済証の発行を行うよう連絡する。

4　第2項に規定する書類及び分筆に要する費用は、乙の負担とする。

　(公共施設等の管理)

第4条　第2条に規定する甲が管理することとなる公共施設及び集会所用地の管理の引継の

時期については、別表のとおりとする。

2　乙は、前項の時期に達した後に「公共施設の管理引継書」の提出を行い、引継検査を受け、維持管理の移管を行うものとする。ただし、検査により手直し等の指摘事項があった場合は、指摘事項完遂後検査の合格したときに維持管理を甲に移管するものとする。

　(開発行為の譲渡及び権利義務の履行)

第5条　乙は、移管手続の完了前に開発行為に関する権利の全部又は一部を第三者に譲渡

しようとするときは、甲と協議のうえ、乙においてその者にこの協定を履行させるものと

する。

　(疑義の決定等)

第6条　この協定に定められた事項に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない

事項については、甲・乙協議のうえ、決定し処理するものとする。

　この協定の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　甲　　　香芝市本町１３９７番地

香芝市長

　　　　　　　　　　　　　　　乙

別表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施　設　名 | | 市に管理引継の時期 |
| 道　　　路 | | 市と協議の上 |
| 公　　　園 | | 市と協議の上 |
| 緑　　　地 | | 市と協議の上 |
| 広　　　場 | | 市と協議の上 |
| 排水施設 | 公共下水道施設 | 下水道施設工事完了検査合格時 |
| 公共下水道外施設 | 市と協議の上 |
| 防災調整池 | | 市と協議の上 |
| 防火水槽 | | 市と協議の上 |
| 集会所用地 | | 市と協議の上 |
| その他（　　　　　　） | | 市と協議の上 |